

令和7年分 国民健康保険税 納入済額確認書

3 すべての人に
健康と福祉を

令和7年中に国民健康保険税を納めた世帯の納税義務者宛てに、国民健康保険税納入済額確認書を郵送します(11月18日(火)送付予定)。今年分の年末調整や所得の確定申告時に使用してください。

📞 税務課(1階)
☎561-2308、📠561-2479



9月臨時市議会



9月2日に開会し、市長が提出した議案6件を原案どおり可決等し、同日に閉会しました。主な議案は次のとおりです。

《市長が提出したもの》

人事案件＝草津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてなど

補正予算＝令和7年度草津市一般会計補正予算(第2号)

一般議案＝契約の締結につき議決を求めることについて

市教育委員決まる

教育委員会委員として、引き続き、我孫子智美さん(37歳、草津市)を任命することに同意しました。任期は、10月12日から4年間です。



我孫子智美
教育委員会
委員

📞 総務課(3階) ☎561-2301、📠561-2483
・議事庶務課(3階) ☎561-2413、📠561-2485

はしかわ市長の だいすき!くさつ



読書で
健幸づくり

本市では「学びと出会い 心豊かな人生を育む 読書のまち草津」を基本理念に掲げ、7月に草津市読書のまち推進計画を策定しました。計画の策定にあたり、昨年度に行った市民アンケートによりまず、読書が「好き」「どちらかというとき」と回答した人の割合は未就学児で約96%ですが、16歳以上では約68%となります。また、読書活動推進のために大切なことは「小さなころから本を読むことの習慣づけ」「家庭で身近に本がある環境づくり」との回答が多い結果でした。

本市では、読書活動を進めるため、今年度からの新たな取組として、絵本の交換会を開始しました。家庭で読まなくなった絵本を、他の絵本と交換することで、必要な家庭に絵本を循環させるための取組です。7月に開催した初回の交換会では、子ども達自身が楽しそうに読みたい本を選んでいただくとお聞きしており、2歳半健診や3歳半健診、その他のイベントにおいても継続して実施しています。

また、お住まいの地域でも読書を楽しめるよう、図書館のサテライト機能を進めるため、10月から老上西・常盤・志津南まちづくりセンターに、読書ができるスペースを作り、図書館の本を借りられる仕組みを導入し、今後も広げていく予定です。他にも、学校図書館の機能充実やボランティアの養成・活動支援を行うとともに、図書館では、屋外スペースを活用した「あおぞら図書館」などのイベントを「図書館DAY」として拡充し、読書やおはなし会と一緒にグルメも楽しめるキッチンカーなどの出店の他、講演会やビブリオバトルなど、さまざまな本と出合うイベントを開催していきます。また今後、図書館と書店の連携などの取組も進めてまいります。皆様も読書を通じて健幸づくりに取り組んでいただき、心豊かにお過ごしいただければと思います。

すべての人を大切にするために

— こどもたちが笑顔で輝く未来へ —



📍 人権センター
(大路二、キラリエ草津3階)
☎563-1177、📠563-7070

今月は

「秋のこどもまんなか月間」です

こどもの権利を守り、こどもたちが健やかに育つ環境をつくることは、未来の社会を豊かにする一歩でもあります。この機会に、こどもの人権について考えてみてはいかがでしょうか。

こどもの人権ってなに？

「こどもの人権」とは、全てのこどもが「守られ、育ち、自由で平等に生きる権利」を持つことを意味します。国際的には、平成元(1989)年に国連で採択された「こどもの権利条約」が基盤となっていて、日本も平成6(1994)年に批准しています。具体的には、こどもたちには「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」があり、安全な生活環境、教育、意見表明の自由などが保障されています。

こどもをとりまく環境の変化

こどもたちの生活環境に関する課題は、少しずつ改善されてきていますが、まだ少なくありません。例えば、虐待やいじめといった問題は、依然として見過ごすことができません。

また、現代の社会ではデジタル技術の普及に伴い、こどもたちがインターネット上でトラブルに巻き込まれるケースが増えています。SNSによる誹謗中傷やプライバシーの侵害が起こることもあり、デジタル社会の進化を追い求める以上、こどもたちを守る仕組みづくりが必要です。

こどもたちに明るく未来を届けるためにできること

近年では、地域ぐるみでこどもたちを支える「居場所づくり」が広がり、放課後の学習支援や交流の場を提供する活動が増加しています。これにより、こどもたちが安心して自分らしく過ごせる環境が少しずつ整備されてきています。また、学校ではこどもたち自身が自分と他者の権利について学び、互いを尊重する力を育む取り組みが進んでいます。家庭においては「どうしたい?」「何を感じた?」という問いかけが、こどもたちが意見や希望を伝えられるきっかけとなり、こどもたちの権利を尊重することにつながるでしょう。

このような教育や地域活動をさらに広げ、こどもたち一人一人が自分の輝きを持ちながら成長できるようにすることが大切です。

るようになることが大切だと考えられます。

さらに、デジタル社会の課題に對しては、フィルタリング機能の利用や家庭でのネット利用に関するルールづくりなど、大人が環境を整備するとともに、こどもたち自身がリスクを正しく理解する教育を進めていくことが重要です。

みんなでこどもをまんなか

こどもたちが「まんなか」にいる社会とは、こどもたちが大切にされ、笑顔で過ごせる環境ができていくことであり、それを実現するためには、家庭や学校、地域、行政、企業が連携していくことが重要です。

難しい課題に感じるかもしれませんが、一人一人ができることは身近なところにあります。「おはよう」「元氣?」と声を掛けるだけでも、こどもたちの気持ちはぐっと明るくなるでしょう。そんな小さな積み重ねが、社会全体を変える力につながります。こどもたちの笑顔は、社会にとって大きな希望であり、その笑顔を支えるために「こどもまんなか」の社会をめざして、一歩を踏み出してみませんか。

各種証明書や郵送物で使用する文字を標準化します

全ての自治体が同じ字体を使うことで、行政事務や大規模災害への対応を効率化します。住民票の写しや自治体から皆さんに発送する郵送物の宛名などに用いる文字が、今までと違ったデザインになる場合があります。

📞 経営戦略課(7階) ☎561-2326、📠561-2489

11 住み続けられるまちづくりを

